

令和3年度栄村商工観光事業者誘客環境整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が停滞している商工観光事業者のアフターコロナにおける事業活動を支援するため、事業所等におけるWi-Fi環境の整備に係る経費の一部を、村が予算の範囲内において補助金を交付することについて栄村補助金等交付規則（昭和48年栄村規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 村内にある店舗、事務所、工場等で顧客に対し商品の販売、商談等の営業に利用する施設をいう。
- (2) Wi-Fi環境 無線通信を使用してネットワーク対応機器をインターネットに接続することができる状態をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 村内に事業所を有している商工観光事業者であること。
- (2) 営業実態があり補助金交付後も事業継続の意思を有していること。
- (3) 村税等の滞納がなく、長野県が推進する「新型コロナ対策推進宣言の店」に登録し感染防止について必要な対策を講じていること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費はWi-Fi環境整備に必要な機器の購入費、設定、設置、改修に係る工事費等とするが、インターネット接続に必要な通信料、加入料、電気料に類するものは除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額以内とし、1事業者800,000円を上限とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じた時はこれを切り捨てるものとする。

(補助事業の対象)

第6条 本補助金の対象となる事業は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 交付決定後に着工し、令和3年12月20日までに工事が完了すると見込まれるもの
- (2) 補助金の対象となる事業費が3万円以上と見込まれるもの
- (3) 他の補助金、助成金等の交付を受けているものでないこと。

(事業計画書の提出等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、栄村商工観光事業者誘客環境整備補助事業計画書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の書類の提出があった場合は、審査したうえで補助金を交付することが適当と認めた場合は、補助金交付の内示を行うものとする。

(交付申請)

第8条 前条の規定における内示を受けた者は、栄村商工観光事業者誘客環境整備補助金交付申請書（様式第2号）に必要書類を添付して、令和3年11月30日までに村長に提出しなけれ

ばならない。

(交付決定)

第9条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容について審査を行い補助金交付の可否を決定し、当該事業者へ通知するものとする。

(交付の条件等)

第10条 次に掲げる事項を補助金交付の条件とする。

(1) 補助金交付の決定を受けた者は、事業内容の重要な変更が生じた場合や補助金申請額の増額又は20%以上の減額が生じた場合は、栄村商工観光事業者誘客環境整備補助事業変更申請書(様式第3号)を提出し村長の承認を受けること。

(2) 事業を中止しようとするとき、又は事業が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難となったときを含む。)は速やかに村長に申請して、その承認を受けること。

(3) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を村に納入させることがあること。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業完了後すみやかに栄村商工観光事業者誘客環境整備補助事業実績報告書(様式第4号)に必要書類を添えて村長に提出しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第12条 村長は、前条の規定による実績報告を受けたときはこれを審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の通知を受けた後に栄村商工観光事業者誘客環境整備補助金請求書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

3 村長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 規則第15条第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

(2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他村長が返還相当と認める事由があったとき。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下「取得財産等」という。)のうち、取得価格の単価又は効用の増加価格が20万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、財産の処分に係る承認申請書を村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)別表に定める耐用年数を経過した取得財産等の処分については、この限りではない。

2 村長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

3 補助事業者は、取得財産等については、事業終了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(補助事業等の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業の経理について当該事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り効力を失う。